

## 子ども・子育て支援新制度について

### 1. 子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行（平成 23 年合計特殊出生率 1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・独身男女の約 9 割が結婚意思を持っており、希望子ども数も 2 人以上。
  - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小 1 の壁」
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保等（教育・保育の質的改善）

地域の子ども・子育て支援の充実

### 2. 子ども・子育て関連 3 法

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法案」が可決、成立、公布されました。この 3 法案に基づき、子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい制度です。

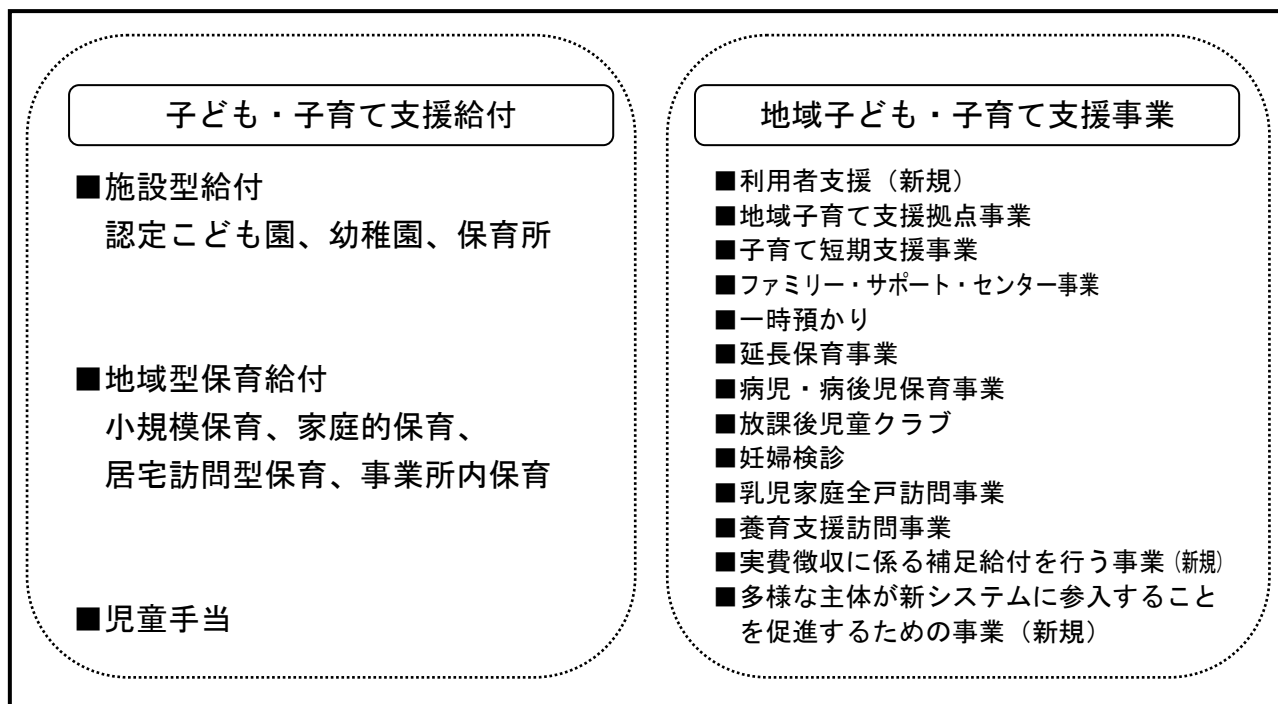
「子ども・子育て支援新制度」は、平成 27 年度から本格実施される予定です。

「子ども・子育て関連 3 法案」

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（通称：認定こども園法の一部改正法）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（通称：子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

### 3. 子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の全体像

新制度による子ども・子育て支援サービスは、「給付」と「事業」で構成されます。



### 4. 新制度（子ども・子育て関連3法）の主なポイント

#### 【ポイント1：「給付」の創設】

1. 施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）
  - 個々の児童について「保育の必要性」を認定※1し、認定内容に応じた給付を行います。
  - 保護者に対する給付を、施設が法定代理受領となります。
  - 市町村が利用調整※2を行った上で、利用者と施設が直接契約となります。（利用料は施設が徴収。）
  - ただし、民間保育園は従来どおり利用者と市町村が契約。（保育料は市町村が徴収。）
  - 給付の対象となる施設は、利用定員を定めた上で市町村が確認。※3
    - ※私立幼稚園は、給付を受けず、従来どおり私学助成・就園奨励補助を受けることも可能です。
  - 国が給付単価の「公定価格」を定めます。
  - 利用者負担は、現行水準・利用者の負担能力を勘案した応能負担となります。
2. 地域型保育※4給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）
  - 保育の必要性の認定に応じた給付等、基本的な仕組みは施設型給付と同じです。

※1 保育の必要性の認定（支給認定）について

- ・保護者からの申請に基づき、市町村が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付。
- ・保育の必要性の認定区分は次の3区分。
  - 〔1号認定〕満3歳以上／保育の必要性なし
  - 〔2号認定〕満3歳以上／保育の必要性あり
  - 〔3号認定〕満3歳未満／保育の必要性あり
- ・さらに、保育の必要量に応じて、「長時間認定」と「短時間認定」に区分。
- ・保育を必要とする事由（現行の「保育に欠ける」要件に相当）、長時間／短時間の区分、優先利用等について、国が定める基準に基づき、市町村が基準を定めます。

※2 利用調整について

- ・給付の対象となる保護者に対する「利用調整」が市町村の義務となる。

【利用調整の内容】

- ・施設等に関する情報の提供
- ・施設等の利用に関する相談・助言（保護者の利用希望等を勘案して実施）
- ・施設等のあつせん
- ・施設等に対する利用の要請

※3 確認制度について

- ・市町村は、事業者からの申請に基づき、給付の対象となる施設・事業の利用定員を定めた上で「確認」。※施設・事業の「認可」とは別の手続き
- ・利用定員は、当該施設・事業の類型に従い、事業計画（需要と供給）に照らし、保育の必要性の認定区分（1号／2号／3号）ごとに設定。
- ・確認を受ける施設・事業は、国が定める基準に基づいて市町村が条例で定める「運営基準」を満たすことが必要。
- ・市町村は、利用定員の設定に当たり、子ども・子育て会議の意見を聴く必要あり。

※4 地域型保育事業について

- ・次の4事業が児童福祉法上の市町村認可事業とされ、「地域型保育給付」の対象となります。

①小規模保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育を行う事業です。
- ・定員は6人以上19人以下

②家庭的保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、家庭的保育者の居宅等において保育を行う事業です。
- ・定員は5人以下

③居宅訪問型保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、その居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。

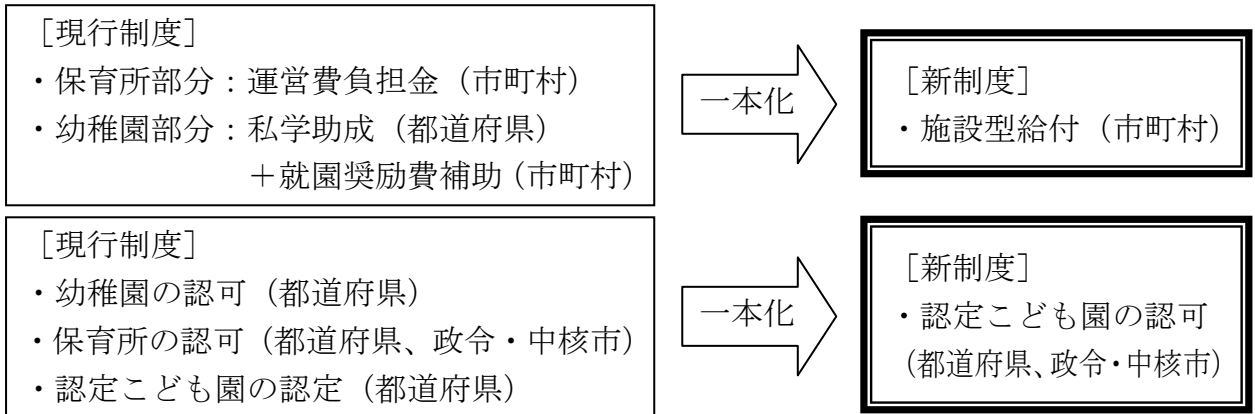
#### ④事業所内保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、事業所内の施設等において保育を行う事業です。
- ・従業員の子どもに加え、一定割合の地域の保育を必要とする子どもを保育します。

【ポイント2：認定こども園制度の改善（新たな幼保連携型認定こども園の創設）】

■「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」を創設します。

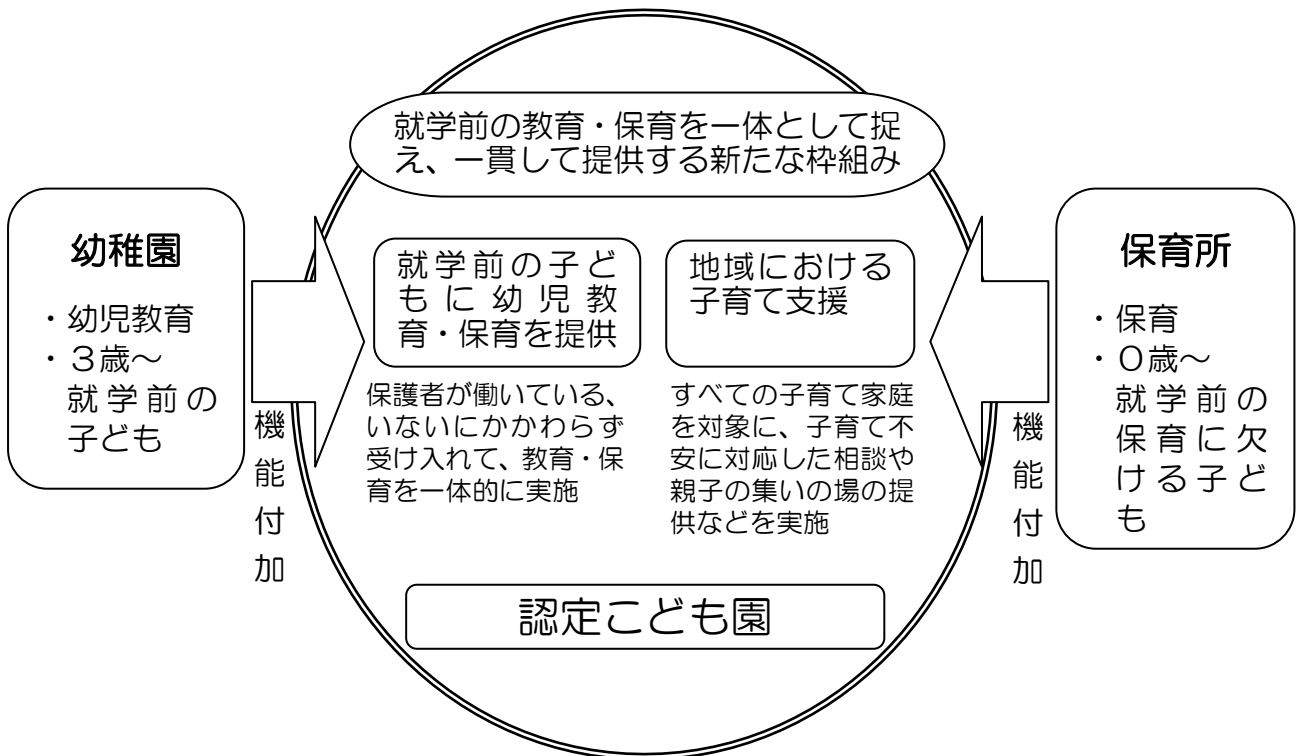
- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけています。
- ・満3歳以上児に対し、学校教育と就労時間に応じた保育を提供します（満3歳未満児の受入れは任意）。
- ・行政からの財政措置が「施設型給付」に一本化になります。



- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は、任意となります。
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみとなります。（株式会社等の参入は不可）

■認定こども園の機能

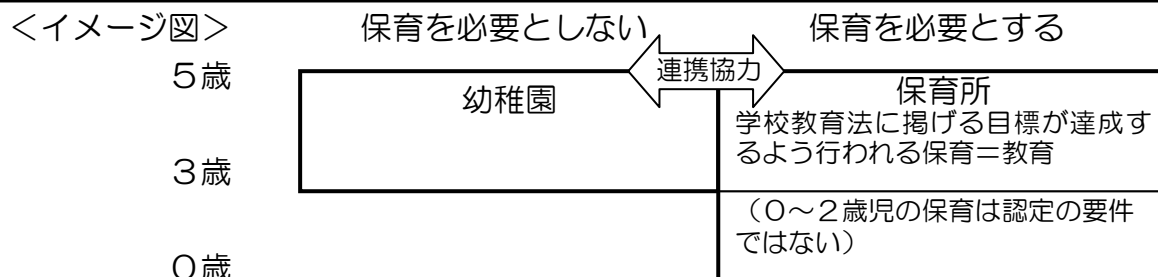
幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こどもの園」の認定を受けることができます。



## 認定こども園のタイプ

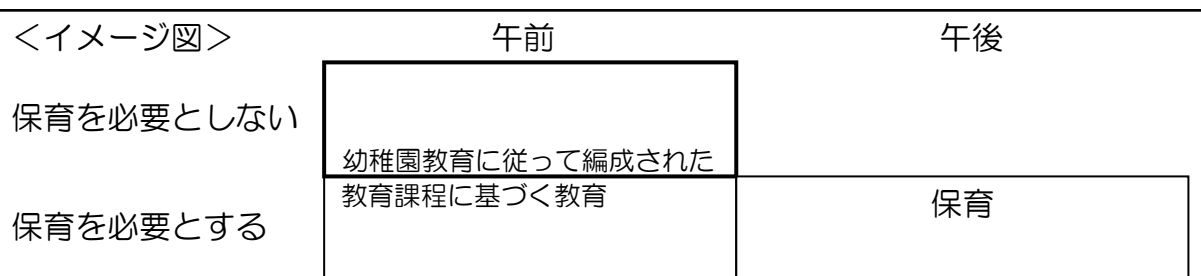
### <幼保連携型>

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ。



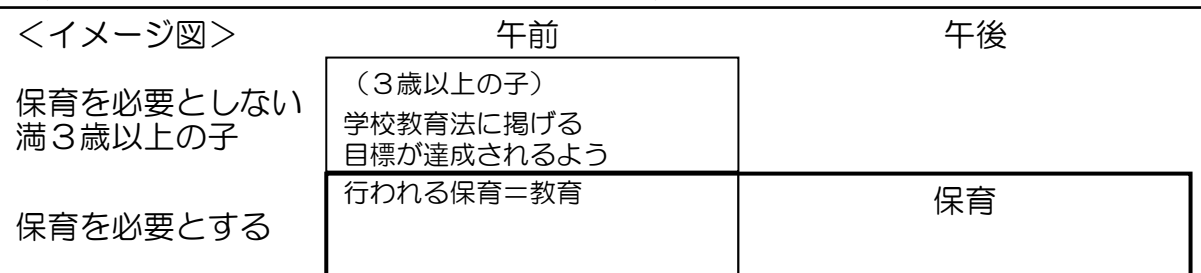
### <幼稚園型>

認可幼稚園が、保育に欠ける子どもたちのための保育時間を確保するなど、保育的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。



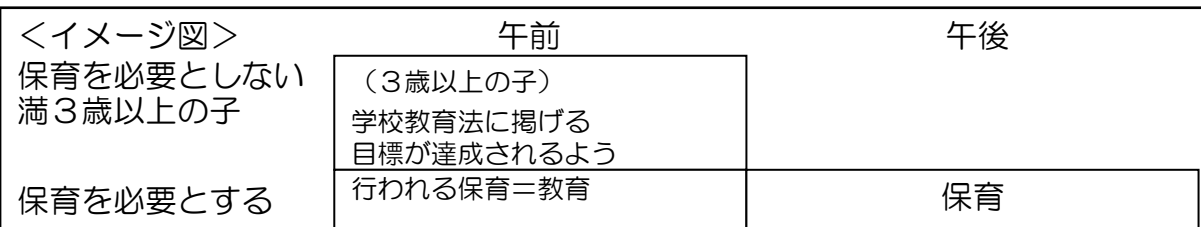
### <保育所型>

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。



### <地方裁量型>

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。



### 【ポイント3：地域子ども・子育て支援事業の拡充】

■地域子ども・子育て支援事業（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど）の充実を図ります。※新設、拡充、制度改正

<新設、拡充、制度改正の例>

○利用者支援事業《新設》

- 子どもや保護者が、新制度により提供される学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援します。

○放課後児童クラブ《拡充・制度改正》

- 対象児童を拡大（小学生3年生→小学校6年生）
- 設備・運営（従事者、員数、施設・設備、開所日数・時間等）に関する基準を、国が定める基準に基づき、市町村が条例化します。

### 【ポイント4：認可制度の改善】

■保育所、認定こども園、地域型保育事業の認可制度を改善・透明化し、保育需要の増大に機動的に対応します。

- 申請内容が客観的な認可基準を満たせば、原則として認可する。

[例外]

- ・供給過剰による需給調整が必要な場合
- ・欠格事由に該当する場合
- 認可基準は、国が定める省令に基づき、都道府県・政令市等が条例で定める。  
[吉川市が条例で認可基準を定める施設・事業] 地域型保育事業 [認可基準の内容]  
従業者の資格・員数、居室の床面積、各種設備、教育・保育時間等
- 認可に当たっては、吉川市児童福祉審議の意見を聴きます。

### 【ポイント5：事業計画の策定】

■市町村及び都道府県ごとに、国の「基本指針」に即した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づいて給付・事業を実施します。

- 地理的状况等を勘案して「区域」を定め、区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」等を定めます。
- 「量の見込み」は、市内の子どもについて、教育・保育等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。

→保護者に対する「ニーズ調査」を実施（25年10月下旬頃実施予定）

- 計画期間は5年間（27～31年度）。（中間年度等で見直しの必要が生じる可能性あり。）
  - 計画策定に当たり、埼玉県との協議・調整が必要。
- ◎計画の策定・変更、進捗管理（PDCAサイクルのチェック）に当たり、子ども・子育て会議（吉川市児童福祉審議会）の意見を聴きます。

## 【ポイント6：子ども・子育て会議の設置

（市町村は審議会その他の合議制の機関を置くよう努める）】

- 国は「子ども・子育て会議」を設置し、新制度に基づく子ども・子育て支援策に、子育ての当事者、子育て支援の当事者等の意見を反映します。
- 国の子ども・子育て会議においては、「基本指針」、公定価格、各種基準（施設・事業の設備・運営基準、保育の必要性の認定基準等）などの重要事項について意見を聴取しています。〔国会議開催状況〕※概ね月1回ペースで開催
- 市町村においても、「地方版子ども・子育て会議（市町村は審議会その他の合議制の機関）」の設置が努力義務とされ、新制度による子ども・子育て施策が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保する上で、重要な役割が期待されています。